

## 農業委員

### 農地利用最適化推進委員の推薦および募集

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が選挙から議会の同意を要件とする町長の任命制に変更されました。また、同法改正により農地利用最適化推進委員が新設されることとなりました。

周防大島町では、現農業委員が平成29年7月19日をもって任期満了となるため、次期農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦および募集を行います。

#### 農業委員

**定数** 14人

**任期** 平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年）

#### 対象者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進※に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で共通事項の資格要件を満たす者

#### 主な職務等

- ・農地法等によりその権限に属させた事項（農地の権利移動の許可や農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定等）についての調査および審議（毎月1回総会出席）
- ・農地等の利用の最適化の推進
- ・農地利用最適化推進指針の作成・変更
- ・その他農業に関する調査および情報提供ならびに研修等への参加

#### 農地利用最適化推進委員

**定数** 21人

**任期** 平成29年7月（委嘱日）～平成32年7月19日（農業委員の任期満了の日まで）

#### 対象者

農地等の利用の最適化の推進※に熱意と識見を有する者で共通事項の資格要件を満たす者

#### 主な職務等

- ・担当区域内の農地等の利用の最適化に係る現地調査および利用関係の調整と推進
- ・農地利用最適化推進指針の作成・変更等への意見
- ・農地利用最適化に係る研修等への参加

※農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進により農地等の利用の効率化や高度化の促進を行うことをいいます。

#### 共通事項

#### 推薦および募集の期間

1月20日(金)～2月28日(火)

#### 資格要件

○次の要件に該当する者

- ・町内に住所を有する者。ただし、業務の遂行に支障がなく、特別な事情がある場合はこの限りではありません。
- ・町が設置する他の附属機関等の委員で兼務が禁止されていない者
- ・町の常勤の職員でない者

○次のいずれかに該当する場合は委員となることができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

#### 推薦および応募の方法

推薦書または応募申込書に必要な事項を記入し、関係書類を添えて、周防大島町農業委員会事務局まで持参または郵送してください。持参される場合は、土曜日、日曜日および祝日を除き、推薦および募集期間の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。なお、郵送で提出する場合は、推薦および募集の期限までに必着するよう送付してください。

※詳しくは、町ホームページの「周防大島町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の実施について」をご覧ください。農業委員会事務局にお問い合わせください。

#### 推薦および募集に係る書類等

推薦書、応募申込書等は農業委員会事務局で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

#### 書類の提出先・問い合わせ

〒742-2301 周防大島町大字久賀 5134 番地  
周防大島町 産業建設部農林課内  
周防大島町農業委員会事務局

☎0820(79)1002